

平成 30 年度第 4 回岩国市地域公共交通活性化再生法協議会
平成 30 年度第 4 回岩国市地域公共交通会議（合同開催）

日時：平成 31 年 2 月 12 日（火） 10：00～

場所：岩国市役所 2 階 特別会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 平成 31 年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会事業計画案及び予算案について

資料 1 p. 1～p. 2

- (2) 岩国市生活交通バス等の見直しについて

ア. 美和地域、周東地域、美川地域、錦地域及び由宇地域の変更について

資料 2 p. 3～p. 12

イ. 消費税改正について

資料 2 p. 13

- (3) 第三セクター等の経営健全化方針の策定について

資料 3 p. 14～p. 15

別紙 総財公第 2 6 号総務省自治財政局公営企業課長通知 p. 1～p. 6

- (4) 錦川鉄道生活交通改善事業計画（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）について

資料は当日配布

3 閉 会

- 議 事 -

(1) 平成 31 年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会事業計画案及び予算案について

発言者	発言要旨
	<p>(資料 1 について事務局より説明)</p> <p>来年度になりましたら早々に、ダイヤ改正に合せた総合時刻表と公共交通マップの印刷に取り掛かる必要があります、今年度は協議会の開催予定も今後ないことから、少し早い時期の説明となりますが、よろしく申し上げます。</p> <p>資料 1 1 ページをご覧ください。</p> <p>1 の「公共交通の利用促進」については、平成 30 年 3 月に策定しました岩国市地域公共交通網形成計画に盛り込んだ各事業の実施に向けて取り組みを行っていく予定としています。</p> <p>本協議会の事業といたしまして、「総合時刻表と地域公共交通マップの継続作成」「高齢者優待乗車証交付事業との連携」「高校生向けの動機付け資料の配布」等のモビリティ・マネジメント事業を行なう予定としています。</p> <p>「高校生向けの動機付け資料の配布」は、平成 30 年度から実施しています事業となりますが、平成 31 年度も継続的に実施を予定することから事業の主旨と期待する効果について説明します。</p> <p>岩国市は、JR 在来線、高速バスなど広島市周辺へアクセスする公共交通が充実しており、岩国市に居住したまま広島市方面へ通学・通勤が可能な状況にあります。こうしたことから、広島市周辺へ公共交通による移動を促せるよう、モビリティ・マネジメント事業を活用しながら、公共交通の利用促進とともに、岩国市への定住促進に寄与する事業として実施しています。</p> <p>2 の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」については、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の対象路線となる、生活交通バスの玖珂地域線及び玖西循環線と、いわくにバス(株)と第一交通(株)へ業務委託をしている過疎地域乗合バスについて、国の補助要綱に規定される地域内フィーダー系統確保維持計画の作成ならびに事業評価等を行うものです。</p> <p>3 の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金及び鉄道施設総合安全対策事業費補助」については、錦川鉄道(株)が実施する「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」について、国の補助要綱に規定される生活交通改善事業計画の作成を行うものです。</p> <p>4 の「公共交通教室の開催」は市内の児童や高齢者を対象にバス、鉄道及び航路の乗り方教室を開催する予定としています。</p> <p>事業計画(案)については以上となります。</p> <p>続きまして、平成 31 年度予算(案)について、説明します。2 ページ目をご覧ください。</p> <p>歳入については、会議費、事務費、事業費等の財源として、岩国市からの負担金 6,021 千円を計上し、歳入合計は 6,021 千円となっています。</p> <p>歳出については、運営費として、会議費に、会議を開催するための委員報酬等の経費を 173 千円、事務費には、会議開催案内の送付等のための郵送料等を 128 千円計上しています。これら</p>

運営費の合計は 301 千円となっています。

事業費としては、モビリティ・マネジメント事業で、総合時刻表・公共交通マップの作成経費として、3,731 千円を計上しています。公共交通マップについては、高齢者優待乗車証交付事業と連携し優待乗車証の発送時に併せて公共交通マップも同封いたしますので、公共交通マップのみ 2,600 部多く印刷する予定となります。

また、高校生を対象としたモビリティ・マネジメント事業では、1,989 千円を計上しており、合計の事業費 5,720 千円となります。

歳出合計は、歳入と同じく 6,021 千円となっています。

なお、本予算案のうち岩国市の負担金については、岩国市の予算として 3 月定例会に提案する額を掲載しております。よって本負担額は岩国市議会において承認後に確定となりますことを申し添えます。

以上で、議題「(1) 平成 31 年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会事業計画案及び予算案について」の説明を終わります。

会長	質問等があれば、お願いしたい。
オブザーバー	①マップは 2,600 部多く発行ということだったが、時刻表はどれくらい発行しているのか。 ②昨年度は、利用者がどのように活用されているか等を聞くためにアンケートハガキを添えられていたが、反響を聞くのが難しかったと伺ったが、この度も約 300 万円かけられて発行されるということだが、発行した結果について本当に意図した結果を得られているのかという意味で、モビリティ・マネジメント事業がうまくいっているのかどうかという検証のやり方も必要になってくるのではないかと思う。また、高校生を対象にした動機付け資料についても、岩国市の特性を活かした内容で非常に魅力的だと感じたが、実際に広島市への転出数の把握や、この事業によりどれだけ転出者を抑制できるのかといった部分を現在の現状値から把握をされているのか。こういった内容であれば、事業者とも連携して行えるといい話なので、チラシ配布だけでなく効果的なやり方や現状値からどこまで数値を引き上げるんだというような今後の目標値を入れていっていったらいいのではないかと思う。
事務局	①時刻表の発行部数は 2,500 部印刷しています。 ②アンケートについては、改めて 2019 年 4 月版において状況調査をしていく予定としています。また、高校生を対象としたモビリティ・マネジメント事業については、動機付け資料と併せてアンケートも行っていますので、集計結果については来年度の 5 月頃に開催を予定しております岩国市地域公共交通活性化再生法協議会で報告したいと考えています。
会長	他に意見などないか。ないようなので、議題の(1)について承認することで異議ないか。
委員	(異議なし)
会長	異議なしとして、議題(1)は、提案どおり承認された。

(2) 岩国市生活交通バス等の見直しについて

ア. 美和地域、周東地域、美川地域、錦地域及び由宇地域の変更について

発言者	発言要旨
	<p>(資料 2 について事務局より説明)</p> <p>議題(2)については、複数の案件がありますので、変更内容、変更予定日、変更理由等を重点的に説明します。</p> <p>また、これから説明します資料 2 の 3 ページから 12 ページに掲載しています運行時刻表については、JR や錦川清流線の春のダイヤ改正により、変更する場合があります。</p> <p>資料 2 3 ページをご覧ください。</p> <p>岩国市生活交通バス松尾線の変更について説明します。</p> <p>変更内容は、いわくにバス(株)のフジグラン岩国前の三笠橋バス停を、松尾線のバス停として新たに追加するものです。</p> <p>変更時期は、平成 31 年 4 月 1 日からを予定しています。</p> <p>変更理由は、JR 岩国駅西口そばにありましたイズミ岩国店が、平成 30 年 10 月に閉店したことから、フジグラン岩国前の三笠橋バス停で乗降出来るようにしてほしいとの要望が利用者からあがったためです。</p> <p>なお、この度の停留所の使用に際しましては、本バス停の所有者である、いわくにバス(株)と事前に協議を行い、「三笠橋バス停」を使用することに支障はないとの了解をいただいています。</p> <p>また、運賃は、岩国駅から三笠橋は 100 円、三笠橋から錦帯橋までは 250 円となります。なお、いわくにバス(株)とは異なる運賃となります。</p> <p>以上で、岩国市生活交通バス松尾線の変更についての説明を終わります。</p> <p>次に、岩国市生活交通バス祖生天兼線の変更について説明します。</p> <p>資料 2 4 ページをご覧ください。</p> <p>変更の内容は、アルク玖珂店バス停を祖生天兼線のバス停として新たに追加するものです。</p> <p>変更の時期は、平成 31 年 4 月 1 日からを予定しています。</p> <p>変更の理由は、祖生天兼線の利用者及び祖生地区自治会長連絡協議会から、日常の買い物がしやすい環境となるよう、祖生天兼線の運行経路に、アルク玖珂店を追加する要望を受けたためです。</p> <p>なお、この停留所の使用に際しましては、本バス停の土地所有者である、アルク玖珂店と事前に協議を行い、アルク玖珂店への祖生天兼線の乗入に支障はないとして、了解をいただいています。</p> <p>運賃については、資料中程の三角表にて確認ください。</p> <p>以上で、祖生天兼線の変更についての説明を終わります。</p> <p>次に、けんこう号の変更について説明します。</p> <p>資料 2 5 ページをご覧ください。</p> <p>変更の内容は、遠掛上バス停と大正橋バス停の廃止です。</p> <p>変更の時期は、両件ともに平成 31 年 4 月 1 日からを予定しています。</p>

遠掛上バス停の廃止の理由は、現在、遠掛上バス停はデマンド運行としていますが、本バス停周辺の住民が転居等により不在となったため、この度、地元自治会と協議を行い廃止することとしたものです。

また、大正橋バス停の廃止の理由は、美川地域線と本路線が使用していますが、こちらも周辺住民が不在であることから、地元自治会と協議を行い廃止することとしたものです。

以上で、けんこう号の変更についての説明を終わります。

次に、美川地域線の変更について説明します。

資料2 6ページをご覧ください。

変更の内容は、美川地域線の山ノ内から大正橋区間において大正橋バス停の廃止に伴い、折り返し停留所を変更するものです。

変更の時期は、平成31年4月1日からを予定しています。

運行内容の変更理由は、美川自治会連合会及び山ノ内自治会から生活交通バスで錦川清流線の根笠駅前発8:46（岩国駅到着9:37）を利用できるような運行内容に変更するよう、要望を受けたためです。

具体的には、朝の便は錦川清流線に間に合うように山の内で折り返し、夕方の便は遠掛で折り返すものです。結果的に山の内から遠掛の運行便数が2便から1便となりますが、遠掛自治会の御理解をいただいております。

以上で、美川地域線の変更についての説明を終わります。

次に、大原線の変更について説明します

資料2 7ページをご覧ください。

変更内容は、大原線の運行曜日・運行時刻・運行形態の変更です。

変更の時期は、平成31年4月1日からを予定しています。

変更理由は、地域住民から毎日運行の定時定路線は、朝が早すぎ夕方は遅いため利用しづらいとの要望があったため変更するものです。

要望を受け運行時刻の変更をするなか、今までの利用状況等を鑑み、大原地区の住民の方と調整を行った結果、上りの朝便の①を毎日運行から月から土曜日に、また、下りの夕便の④を毎日運行から予約乗合バスに変更し月・水・土の曜日運行に変更することとしたものです。

以上で、大原線の変更についての説明を終わります。

次に、府谷線の変更について説明します。

資料2 8ページをご覧ください。

変更内容は、府谷線の運行時刻の追加と廃止、運行曜日の変更です。

変更の時期は、平成31年4月1日からを予定しています。

変更理由は、府谷地区から、錦中央病院の通院の診療は正午近くに終わることがあり、現在の時刻では利用はできない。

要望への対応としては、下り便12時15分尾川発と上り便12時57分大久保発の昼便を追加することで対応を行いました。また、要望を受け運行時刻の変更をするなか、今までの利用状況を鑑み府谷地区

の住民の方と調整を行った結果、日・祝の上りの朝便①☆印と夕便下りの⑥☆印を廃止し、下り朝①を毎日運行から月から土曜日の運行に変更するものです。

以上で、府谷線の変更についての説明を終わります。

次に、六日市線の変更について説明します。

資料2 9ページをご覧ください。

変更内容は、六日市線の運行経路と運行曜日の変更、起終点バス停の変更です。

変更の時期は、平成31年4月1日からを予定しています。

変更理由は、車両を小型化したことで大野地区への市道の乗り入れが可能となるため、上りの⑦と下りの⑦を大野地区の市道に乗り入れることとしています。また、今までの利用状況を鑑み、大野地区の住民の方と調整を行った結果、現在、毎日運行の定時定路線として上り下りの①、⑦は2往復運行しておりますが、その内、上り・下りの⑦の1往復を月から土曜日運行に変更するものです。

こうした見直しを行う中、六日市線において利用実績のない尾川バス停から久保団地前バス停の間の乗降を取り止め、錦中学校前発着とし、運行の効率化を図ることとしています。

以上で、六日市線の変更についての説明を終わります。

次に、寂地線・高根線の変更について説明します。

資料2 10ページをご覧ください。

変更内容は、寂地線・高根線の一部路線について、運行経路と運行時刻の変更です。

変更の時期は、平成31年4月1日からを予定しております。

変更する理由は、バスを小型化したことにより、全ての便を錦総合支所へ乗り入れするものです。この乗り入れに伴い時刻変更となります。

以上で、寂地線・高根線の変更についての説明を終わります。

次に、広東・大谷線の廃止について説明します。

資料2 11ページをご覧ください。

変更内容は、予約乗合バスで運行しております広東・大谷線を廃止するものです。

廃止の時期は、平成31年4月1日からを予定しています。

広東大谷線を廃止する理由は、地元から、現状のデマンドバスから、長寿支援タクシー料金助成事業によるタクシーの利用に変更したいとの要望を受け、廃止するものです。この廃止については各自治会の了解を得ております。

以上で、広東・大谷線の廃止についての説明を終わります。

次に、由宇地区バスの一部路線変更について説明します。

資料2 12ページをご覧ください。

変更内容は、由宇地区バスの相地線に、バス停を追加するものです。

変更時期は、平成31年3月16日からを予定しています。

変更理由は、現在、相地方面の方が岩国方面へ通院や買い物等でバスを利用する場合は、由宇駅前でいわくにバスに乗り換える必要があります。由宇駅前での乗り換えでは、経由地が多く時

間がかかり不便であるなどの要望が利用者からあったため、潮風公園に由宇地区バスを乗り入れることで、潮風公園で由宇地区バスからいわくにバスに乗り換えることができるようにするものです。乗継の時刻については、いわくにバス(株)と防長交通(株)の時間帯を潮風公園であわせることは出来ませんでした。が、地元の利用者様からは潮風公園であればバスを待てる環境にあるので待ち時間については支障はないとして御理解をいただいています。また、運賃については、防長交通(株)の運賃制度を引き継いでおり、初乗り運賃は、150 円で、区間運賃は有家バス停と同一運賃とします。

以上で、由宇地区バスの一部路線変更についての説明を終わります。

最後に、消費税率改正に伴う岩国市生活交通バスの賃率改正について説明します。

資料 2 13 ページをご覧ください。

今年の 10 月 1 日に予定されています消費税率の改正に伴い、本市で運行しています生活交通バスの運賃を改正するものです。

運賃は、基準賃率を基に算出しておりますので、この基準賃率を改正するものです。

改正の賃率につきましては、現行の基準賃率 34 円 10 銭を 34 円 70 銭に改正することとしています。

新しい賃率は、消費税 5 % 時点の 33 円 20 銭を基に消費税率が 10% となるよう計算しています。

この改正に伴う値上げ額は最大で 20 円となり、値上げになる区間と据え置きの間が発生します。各地域での主な変更点を掲載しておりますので参照ください。

なお、玖西循環線は 200 円、予約乗合バスは 300 円及び通学支援定期券の 3,900 円は定額の設定をしておりますので変更しないこととしています。

また、基準賃率については、市の生活交通バス条例で定めておりますことから、この 3 月議会に上程することとしております。

以上で、議題「(2) 岩国市生活交通バス等の見直しについて」の説明を終わります。

会長	質問等があればお願いしたい。
委員	<p>①生活交通バスについて、住民の不在で運行内容を変えるということですが、いわくにバスも山間部を走っているのだが、だんだん利用者が減少している状況の中で今回の住民が不在というのはどのような状態を指しているのか確認したい。理由としては、この地区には何人住んでいるというのはいろいろな数え方（自治会で名簿を持っている場合や、住民票をベースにしている場合）ができることと思うが、本人は市内の借家や施設等で生活しているが、家はまだそこに空き屋として残っており、そこに住民票もおいている等のケースもあり数と実態が同じでないこともある。この度の住民不在として判断したこのケースはどのような状況なのかというのと、これからこのようなケースは出てくると思うので、「住民の不在」の定義や、考え方を知りたい。</p> <p>②運行曜日を変更し日曜祝日を運休するケースが増えていると思う。この中に利用状況という発言があったが、その利用状況というのはどの程度の数字であるのか、大まかな数字でも良いので教えていただきたい。これも、いわくにバ</p>

	<p>スに関連することなのだが、山間部の利用者数は、土日祝日と平日で比べると前者が少ない。土曜日は午前中に病院が開いているので少しの利用はあるが、日曜祝日は利用が0（ゼロ）となる路線が多い。今後いわくにバス(株)についても同じような検討を行っていきたい。また補足であるが、運行は利用状況によってやっていくべきだと思っているが、昨今働き方改革等もあり、現状いわくにバス(株)の乗務員の労働時間については運輸支局からの監査、労働基準監督署からの注意を受けている状況にあるため、何らかの対応を検討していかねばならないという経緯がある。</p>
<p>事務局</p>	<p>①まず住民不在の定義ですが、基本的にいわくにバス(株)が入っている路線と生活交通バスが入っている路線では集落の規模が違います。生活交通バスの場合は、旧町村において集落があれば路線を入れている状況となっている。今回、遠掛上バス停を廃止しているが、こちらは住民が0（ゼロ）人になった。以前は、その家の所有者が月に数回利用していたが、その所有者も利用しなくなったということで、総合支所の職員が直接現地等で事実確認や意向調査を行ったうえで廃止の方針を決定しました。そのため、定義としては、極端に言えば0（ゼロ）人というイメージで考えています。なお、この0（ゼロ）人については、住民票における整理という考え方もあるかもしれませんが、現在は、実際の利用状況で判断している。なお、廃止するとしても、地元自治会との協議、調整をしています。</p> <p>②次に曜日運行についてですが、生活交通バスが導入したのが平成21年にとりいれています。導入のきっかけとしては、旧町村の住民の方にアンケート調査を実施した結果、毎日利用する実態が無かった状態にありました。そこで、毎日運行を実施するのではなく、運行日数を減らす代わりに運行便数を増やしてはどうかという考え方で導入しました。そのため利用人数ではなく、利用状況を確認しながら運行日数を調整してきました。</p> <p>いわくにバス(株)でも、土日祝日は利用人数が少ないということで、土日祝日の運休を取り入れたいという考えについては、市も理解しています。しかし、市におけるいわくにバス(株)が運行している山間地の路線については、確かに利用は少なく、そうした地域は高齢化が進んでいるため免許返納も予想されるが、市の公共交通が至らないため免許の返納は厳しいと言う声をいただいています。また中山間については、必要最低限の移動手段は確保しないといけないことから、市として運行を維持するための補助金を支出しています。そのため、いわくにバス(株)には可能な限り路線は維持していただきたいと同時にそのための補助金を支出していきたいと考えています。ただ、市も労働基準監督署、山口運輸支局から、いわくにバス(株)の運転士不足の改善に向けた対応に対する協力要請を受けている。市もいわくにバス(株)の取り組みを全面否定しているわけではなく、いわくにバス(株)に代わる移動手段が何かあれば今後検討していきたいと考えています。いわくにバス(株)も利用状況等を調べて、地元としっかり話をしながら、見直しをする際には、市にも情報提供や協議をしていただきました。</p>

	い。
会長	他に意見などないか。ないようなので、議題の(2)について承認することで異議ないか。
委員	(異議なし)
会長	異議なしとして、議題の(2)は、提案どおり承認された。

(3) 第三セクター等の経営健全化方針の策定について

発言者	発言要旨
	<p>総務省から各地方自治体に対し、第三セクター等の効率化・経営健全化などに取り組むよう要請されていましたが、平成30年2月20日付けで総務省自治財政局公営企業課長から要請文が出され、各地方自治体に対し、「債務超過である法人」等について、「健全化の取組みに係る検討のフローチャート」による検討を行ったうえで、「第三セクター等経営健全化方針」を策定し、議員（本市においては岩国市議会議員）と住民の理解を得るとともに公表するよう要請されたところです。</p> <p>この要請を受け、岩国柱島海運株式会社と調整を行い「第三セクター等経営健全化方針」を策定しました。</p> <p>それでは、「第三セクター等経営健全化方針」の内容を説明します。</p> <p>まず、1項目めの「経営健全化方針」の作成年月日については本日まで承認いただければ本日の日付をいれることとしており、作成担当部署は、岩国市総合政策部地域交通課となります。2項目めは、岩国柱島海運(株)の概要となっています。次に、3項目めの「経営状況、財政的なりスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与」についてですが、岩国柱島海運(株)は、毎年度発生する欠損額について、国、山口県、市から全額の補てんを受けています。国は、離島航路整備法に基づき、「当該航路が国道又は都道府県道に相当し、本土と離島とを連絡する航路」として、「国土交通大臣が認める運航計画書」に基づき運行を行なっていることを条件に補助金を交付しています。また、山口県は、国の指定航路を条件として補助金を交付し、市は、航路の維持確保と安定的な経営を図るための補助金を交付していますが、これらの補助金の交付時期が、岩国柱島海運(株)の会計年度の翌年度となることから、各事業年度末においては債務超過となっています。</p> <p>こうしたことを受け、4項目めの「抜本的な改革を含む経営健全化の取組み」について、「フローチャート」に基づき、「事業手法を選択」するための検討を行いました。</p> <p>まず、「行政目的の一致度」につきましても、「岩国～柱島航路」は、国道又は県道に相当する海上交通機能を有する航路であり、維持、確保することは重要な行政目的となっていることを確認しました。</p> <p>次に、「採算性」につきましても、民間事業者による運航でも航路を維持することが困難であったことと、柱島群島の人口減少、観光資源等を勘案すると、今後も、利用者数の増加は困難な状況にあり、収支を改善することは厳しい状況にあることを確認しました。</p> <p>こうしたことから、「事業手法」のうち「完全民営化・民間売却」は困難であると判断しました。</p> <p>また、あわせて、市が船舶を保有し、会社は運航のみを行う「上下分離」について検討を行いましたが、検討の結果、黒字化は困難な状況であることを確認しました。</p>

こうした検討を基に、経営改革を行うことを前程に、第三セクター等で引き続き実施していくこととしています。

5項目めの「抜本的改革を含む経営健全化のための具体的な対応」ですが、法人自らによる具体的な対応として、「柱島群島みどころマップ」の配布や、自然散策道の整備を実施することにより、レジャー客等の誘致による増収を図ることとしております。地方公共団体による具体的な対応として、小学生を対象とした「船の乗り方教室」や「自然教室」を継続することとしています。地域住民との協働による取組みとして、「柱島ふるさと祭り」の継続により交流人口の増加に努めることとしています。

こうした取組みを行いながら、財政的なリスクを解消させるまでのスケジュールを5年間として、収支を見込みましたが、結果的に債務超過を解消することは困難な状況であることを確認しました。

こうしたことから、今後の改善方針としましては、引き続き、「岩国～柱島航路」の経営の効率化を図りながら、国及び山口県の補助制度を活用するとともに、市が維持確保と安定的な経営を図るための補助金を交付することにより、岩国～柱島航路を維持存続することを目指すこととしています。

本内容についての住民への説明につきましては、昨年12月8日の岩国柱島海運(株)の株主総会内において島民の方々に説明を行っており、島民からは同意をいただいております。今後は岩国市議会議員に対して説明をおこなっていき、3月末までに岩国市と岩国柱島海運(株)のホームページにより公表する予定としています。また、今後については本計画の評価を行っていくこととしており本協議会において毎年収支の状況等を報告し進めていきたいと考えています。

会長	質問等があればお願いしたい。
オブザーバー	<p>①純損益が隔年でプラスとマイナスを繰り返しているのは偶然のことなのかそれとも何らかの要因があるのかを教えてください。</p> <p>②毎年3,000万円程度は補助金を支出し経常的に推移していくということで今後も続いていくという見通しでおられるのかを教えてください。</p>
事務局	<p>①純損益の中には、前年度の経常損益分が翌年度の会計年度に特別利益として国県市から岩国柱島海運(株)に補助される額が計上されることから、前年度の経常損益額が次年度の経常損益額より高ければ純損益額がプラスとなり逆に低ければ純損益額がマイナスとなる。</p> <p>②経常損益額については毎年3,000万円程となっているが、平成24年度は2,900万円、平成30年度は4,400万円となっており、1,600万円の差がある。この主な要因は船舶の修繕費が関係してくる。船舶は5年おきに検査(車検)があり、また間に中間検査というものがあります。そうした中で発生する修繕のうち、エンジンのオーバーホール等を実施した際は1,000万円を超える修繕料が計上されることから、そうした修繕を実施する年は経常費用も多くなり結果赤字が多くなる。</p> <p>今後の見込みについては、人口減少により利用者が減っている中ではあるが、平成23年度時点の収益をベースとし、費用についてはエンジンのオーバーホール等を実施しないこととして整理しても年間2,000万円程度の赤字となる</p>

	<p>ことを確認しており、また上下分離の検討も平成 29 年度ベースで行ったが、こちらでも 2,000 万円弱の赤字となることを確認しています。また、純資産においても黒字化することはありませんでした。こうしたことから、今回の計画案に記載しているとおりの現在の手法を進めていくことで維持していくこととしています。</p>
オブザーバー	<p>同じような第 3 セクターは他にもあると思うが、そのあたりについて調べていただいて、柱島海運㈱の経営改善に資するような手法があれば参考にして経営改善に努めていただきたい。</p>
会長	<p>他に意見などないか。ないようなので、議題の(3)について承認することで異議ないか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
会長	<p>異議なしとして、議題の(3)は、提案どおり承認された。</p>

(4) 錦川鉄道生活交通改善事業計画（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）について

発言者	発言要旨
事務局	<p>本内容につきましては、錦川鉄道株式会社代表取締役である磯山委員にお願いしたいと思います。</p>
委員	<p>平成 30 年度に実施した事業は、国の平成 29 年度補助事業（国補正予算対応）と平成 30 年度事業を実施しており、内容としては、平成 29 年度事業として重軌条化、橋側歩道新設、マクラギの更新及びレールの同種交換を実施しました。また、平成 30 年度事業としては電子閉そく装置処理部等更新と車両制御装置の更新を行いました。</p> <p>今後については、国の平成 30 年度の補正予算に対する錦川鉄道の要望事業として、平成 30 年度に重軌条化、橋側歩道新設、橋りょう補強、マクラギの更新及びレールの同種交換を行いたいとして計画を策定しています。</p> <p>なお、平成 31 年度以降についても計画的に整備を継続していき、利用者の輸送の安全の確保に努めることとしております。</p>
事務局	<p>事務局から 1 点御連絡させていただきます。</p> <p>本事業は平成 31 年 2 月 7 日に成立しました国の平成 30 年度第 2 次補正予算により実施を予定する事業ですが、本日お諮りする事業計画等は、錦川鉄道株式会社が、本補正予算において国に対し要望を行った事業計画を基に作成しております。</p> <p>つきましては、これから国により事業費等の配分が行われることから、本日掲載しております事業計画等とは異なる実施年度や負担割合となる場合がございますので、変更があった際は委員の皆様には後日御報告させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>また、本日お示ししている資料は、あくまでも素案となっており、今後における中国運輸局との協議により、部分的に調整箇所がでてくることが予想されます。その調整等につきましては事務局に一任していただきたいと考えています</p>

	のでよろしくお願ひいたします。
会長	質問等があればお願ひしたい。ないようなので、議題の(4)について承認することで異議ないか。
委員	(なし)
会長	異議なしとして、議題の(4)は、提案どおり承認された。
会長	その他意見等があればお願ひしたい。
委員	(なし)
会長	・それでは、ないようなので、以上で本日の議題は全て終了した。以上をもって閉会する。